

0 1 2 3 4 5 6 7 8 9 mm

時局情報宣傳資料

昭和十六年五月一日

皇國内外の情勢 (第_一號)

情 報 局

極秘

●注 意

- 一、本冊子は當局一情報官の作製せるものを連絡調整の上編纂したものである。
- 二、本書の目的は關係官の職務遂行上の参考たらしむるに在るも、内容には祕に屬するものあるを以て保存取扱ひに就いては特に注意を望む。
- 三、本冊子は情勢の變化に伴ひ、時々改訂せらることあるを以て、改訂版を受領せば速に新資料と差換へ、舊資料は焼却せられたい。
- 四、本冊子は職務上利用すべきものなるを以て、異動等の場合には必ず後任者に引継ぐべきものである。

目 次

はしがき

一
頁

對外問題	
(一) 支那事變の現況	一
(二) 歐洲戰爭の現況	一五
(三) ソ聯邦の情勢	二
(四) 米洲の情勢	三一
國內問題	
(一) 大政翼賛會の問題	四一
(二) 鋼鐵、石炭の增産問題	四二
(三) 海運統制の概要(遞信省)	四七
(四) 中小商工業者轉廢業對策の現況(厚生省)	五三
自 次	六〇

目
次

- (五) 國民保健の現狀 (厚生省) 二
附錄 日ソ中立條約の成立と反響 六五
八二

は し が き

本冊子は日ソ中立條約調印直後四月二十六日頃迄の内外情勢を概括記述したものである。
最近の國際情勢は變化著しく内容は必ずしも完全とは謂ひ難い。その點考慮の上讀まれることを希望する。

内閣文庫
一九五〇年
和書 冊



319
324

對外問題

(一) 支那事變の現況

日ソ中立條約成立の影響 重慶側は豫ねて今日あることを懸念して日ソ國交調整折衝の状況に就いて情報の蒐集に非常なる努力を拂つて居つた。本問題に對する重慶當局の見透は日ソ間の友好關係は急速には實現し得ざるものその可能性なきにしも非らず假令不可侵條約の締結を見るとてもこれは表面的日ソ親善に過ぎずしてソ聯の對支援助は依然不變なるべしとの甘い觀察を下して居つたのである。しかるに彼の豫想は外づれ剩へ滿洲國が事實上ソ聯邦によつて承認せられたことは重慶にとつて眞に耐へ得ざる苦痛である。日ソ、日米戰爭の誘發に淡い望みを抱いて居つた重慶がかくも情勢が意外に進展せることに對し愈、以て抗戦の

前途に對する曙光の一つを失ふに至つた。

支那軍

目下第四期の整備訓練を行ひつゝある重慶軍當局は陽春の候に於て豫期せられる國際情勢の大變轉に際し一大反攻に轉じ以て日本軍に一大打撃を與へんものとの企圖の下に部下軍隊に種々準備を命じてゐる模様である。しかし乍ら最近各方面に於けるわが軍の行ふ活潑なる進撃作戦は敵のこの種企圖に多大の支障を來してゐる。且又重慶内部の政治、經濟方面的窮迫せる状況よりして果して之が實現の望みあり否やは多大の疑問であるが、内外に對する抗日武力の健在振りを宣傳する必要上からも厭戰氣分一掃の必要上からも或は反攻を强行するやも知れない。

敵空軍は近時米「ソ」兩方面より若干の飛行機の補給を受け、三月上旬現有第一線機として双輕爆約二十機、驅逐機約六十機を數へ、その大部を成都附近に配置して居つたのである。しかるに去る三月十四日わが海軍機の攻撃を受け一舉に二

十六機を擊墜破せられた。

今後飛行機はソ聯米國より更に補給せらるべく敵空軍は目下飛行場の擴張、操縱者數の増加に努めてゐる。

先きに香韶「ルート」遮断作戦を實施せるわが陸海軍はその後中、南支沿岸各地に封鎖作戦を反復實施し多大の物資を鹵獲した。この作戦は敵に残されたる中、南支方面に於ける毛細血管式ルートの覆滅となりわが沿岸封鎖の實效愈々大となつた。之がため支那奥地は勿論のこと、香港に與へたる打撃は甚大であつて今後の敵補給線としては香港に代ふるに滇緬ルートに頼らざるを得ないこととなつた。

滇緬鐵道の建設に關しては重慶政府は今後の死活問題として英國に執拗に泣訴したるため英國も遂に之に應へ、最近本問題に就いて重慶より材料を提供するならば緬甸區間の建設を許す意向を仄かせる模様である。しかし資材の點で重慶側

も缺乏し英國側もこの點亦要求に應じ難く茲に極力米國の支援を仰がんものと目下在米中の宋子文が建設材料及輪轉材料獲得のために奔走してゐる。

カリー使節

先きにルーズベルト大統領の特派使節として重慶を實地視察したカリーに關する諸情報を綜合するに重慶が國賓的待遇を以て歡迎大いに努めたのにも拘らずカリーは恰も中央より地方に派遣せられたる検査官の如き態度を以て臨み宋一派による私腹を肥しつゝある内情を暴露難詰した模様である。カリーは對支借款の擔保たる資源調査に重點を置き對米專賣權を附與せる商社の設立を重慶側をして認めしめることを重要目的としてゐた模様である。同特使は三月十九日ワシントンに歸還し目下大統領に對する報告書作成中である。果して重慶側が期待しある結果が得られるや否やは極めて興味ある問題である。

南方對策 先般わが居中調停により泰、佛印紛爭問題の解決を見たる重慶側は西南方面に對し非常なる不安を感じるに至つた。そこで重慶側は佛印邊疆滇緬

路に對する軍備を強化する一方、英(緬甸)の抱込みによる共同防衛陣を圖るべく努力中である。之がため過般來軍事委員會の商震を長とする軍事使節を緬甸に私かに派遣し、交渉を行つてゐる。

華僑の動向

世界各地に散在する華僑の數は八百萬、その本國送金額年に三、四億に達すると云はれ抗日蔣政權の有力なる財源となり一方抗日宣傳戰の戰士としての役割を努めてゐる。從つて華僑問題は事變處理上重要視すべき問題である。蔣政權は事變以來之に對し常に積極宣傳を行ひ特に重點を南方諸國六百二十萬の華僑に向け、重慶僑務委員會を中樞として一般華僑團體、鄉黨團體、職業團體及文化團體等を動員し、新嘉坡華僑籌賑總會を始め各地に反日救亡運動を煽動し日貨排斥、抗日暴行、國防獻金及公債引受、奥地建設誘致等を強要してゐたのである。しかし乍ら最近極東情勢の變化、新政權の育成、占據地域治安の恢復、國共紛争及泰、佛印調停の成功等は蔣側の工作に一大動搖を與へるに至つた。之

がため重慶政権は華僑組織網の強化、僑務委員會の活動、在外公館の活躍並藍衣社、C.C.團の活用等の外最近は載天仇、吳鐵城等を南方に次で目下商震を緬甸、馬來、新嘉坡に派遣し華僑の新政權近接、占據地域への送金並通信の妨害等冷戦とする華僑對策に懸命の努力を拂ひ、以て抗戰財貨獲得の增强を圖つてゐる。しかしながら重慶方面への送金は今では年一億元内外に激減してゐるので對し、わが占據地向けへの送金は漸次事變前の状態に復活せんとしてゐる。今各地に於ける最近の動向を述べて見ることとする。

香港——在外華僑送金の大部分は香港に集中し送金高昨年一ヶ年に法幣時價約一億元に達した。

馬來——當地は抗日華僑の本場である。資本逃避防止のため目下外國爲替の統制嚴重であつて華僑送金月額五十萬新嘉坡弗に限定し現在三百萬弗(時價約二千萬元)は凍結してゐる。ために之が制限の緩和を要請する外トラック購入費に流用せんと交渉中である。

尙ほ貯蓄債券の當地賣出は國法上不認可の處置を受けてゐる。目下滇緬鐵道用物資に對する獻金募集中である。

蘭印——從來華僑の送金は一人一ヶ月五十ギルターに制限せられてゐたが今回之を百ギルターに緩和した。これ以上の緩和は却つて華僑の利益を害するものとせられてゐる。

蘭文信用借款は目下交渉中なるも前途多難を思はずものがある。

濠洲——濠文親善を唱へ目下文化合作を企圖してゐる。貯蓄債券の募集、送金は尙若干行はれてゐる。

佛印——河内在住華僑の安全保障は佛印側にその能力なしとし米國領事に泣訴してゐる。去る十二月分獻金額十萬「ピア・ストル」は領事館移轉、難民救濟費に充當せられた。「一般に獻金は磅礴に兌換し駐瑞西公使館宛送付の上各所に支給せられる。

北米——外字紙による昨年度米國華僑送金額は三千五百萬米弗と稱しあるも眞偽全く不明である。或は在米支那人預金の蔣政府國有化説にあらざるかと思はれる。

バナマ——

バナマ中華總商會はバナマ當局の壓迫猛烈なるため困窮しありと稱し米國の干渉を

要請してゐる。

加奈陀——當地の華僑は獻金に對する熱意を喪失し義捐金納付を拒否する者多く、爲めに總領事は義捐金納付拒否者には今後歸國護照を發行せずと稱してゐると云ふ。

その他

カルカツタ、アフリカその他各地に於ても依然英米の援助もあり、抗戰資金の獲得、公債の賣出等を行ひ參加者の氏名を報告してゐる。

かくの如く華僑は今尙ほ蔣抗戰力の一因子をなし且南方諸國に於けるその經濟的勢力は侮るべからざる實情にあるのに鑑み、わが出先き各機關を始め關係各省に於ては種々の對策を講じてゐる。又南京新政府は成立當初華僑對策のため委員會を設けて之が啓蒙宣傳に努めてゐる。その他情勢の變化もあり今日では以前の様な排日運動は少なくなつた。

支那奥地の窮乏狀況

敗戦に喘ぐ支那奥地の民衆が如何に窮乏しあるかは大

本營當局より屢々報道せられたるも今茲にその眞相を知るために最近現地方面より得たる資料を掲げることとした。

一、四川省の米價暴騰

イ、(重慶十一月二十五日)

現在購米に關し大なる困難發生した當地の米價は一擔二百元より五百元に暴騰した。故に政府は極力係員を各地に派し狀況を視察せしめ米源の舒暢を購じ商人の買溜を禁止して居る。

ロ、(重慶十二月三日)

重慶の生活は狂風の如く高漲し米價は一擔百八十元より五百三十元となり豚肉一斤二

元、麻油一斤二元五角、品物は一つとして昂騰せざるものがない。

ハ、(四川江津十一月二十三日)

學校に來て以來生活の痛苦は言葉にて言ひ表はせない。現在毎月三十元の食費を要するが漢口の五元より劣つてゐる。現在米價一擔五百六十元で其他は推して知るべきであ

皇國內外の情勢

九

る。

二、敵地民衆の生活状況

1 公務員

イ、貴州咸寧(十月十八日)

當地生活の高壓下に於て友人相集り物價の高きことを話し乍ら日を過してゐる。重慶の物價高は之より以上で鶏一羽一元五角だそうで、之は一時的現象とは云へ公務員の生活は困難なる事である。反対に下層階級は樂で現在では利益がある程である。車引は一日六元を得土工で日五元、苦力は一、二元より五元、理髮師は一日八元より十五元を得てる。官吏は課長で理髮師の月給にも及ばない、當地は醫藥の缺乏に依り少しの病氣でも千元以上の賣藥費が要る腹薬一粒三元五角する。

ロ、昆明(十月四日)

昆明轉任の命を受け西南公路に依り來昆した。當地の物價高は全國都市に冠たるもので食費丈けでも一人毎月平均五十餘元要る。今ボーア一人を雇ひ月百四十元の生活

費である。生活費の補助を受けて居てそれで過すことが出来ない。長く安んじて居る所でない、機會を見て他の地方へ轉任を願ふ積りである。

ハ、巴東(十月十一日)

現在巴東の生活は更に高く米一擔百五十元で買ふことが出来ず單物類はより以上の高さである、現在月給六十七元で米代丈けで三十元も要し如何にしても生活して行くことが出来ない。一日も早く此の生活苦から逃れ漢口に歸りたい。

2 學生

イ、湖北省利川(十月二十日)

生活は從來と一變し以前三度の食事が二度となり其の中一度は粥に變つた。目下戰局の關係で本城市的周邊には數ヶ師團配備され且巴東の男女學校は當地に移轉し往來の難民も全部當地に集る様な狀態で、米の如きは當然不足を告げ物價は暴騰に暴騰を加へる。

學業方面に於ても食事の不足の爲遂に校長を殴打する不祥事を惹起する等の状況にて

皇國內外の情勢

精神的に不愉快となり學課も殆んど有るべきものなき状態である。随つて一生懸命勉強しやうとしても遂に有聊無聊の中に過してしまうこととなる。

口、江西省吉安(十一月十日)

學校に於ては最近食費が足らず數日前より二食に改められた(十二時と六時)併しそれでも足りないので二食の中一食を御粥とし甚だ満足出來ない。

教員の大半は一生懸命にやつて居るが半分は缺席して居る。又男校の學生は規律を守らず喧嘩をし先生も殴られる。今男校では賭博が流行し多數の學生が退校させられた。學生はその日暮しの氣風が漲ぎり前途に對する何等の希望もなく悲觀樂觀の中間のやうな思想である。

ハ、四川省江津(十一月二十三日)

貧乏人は口が汚ないと云ふことを知つてゐるが學生は毎日油や肉類のないお菜を喰べ飯は四碗に制限されてゐるため二時間で腹が減り何を見ても欲しくなる食欲を容易に禁止することが出來ないので膳食大會を開き食物の質を減少することとし、朝は粥、

3 軍人

陝西省安康(十月二十八日)

目下は尙未だ戰鬪行為は開始して居らないが經濟方面に於ては大なる恐慌を來し勿論前借するが如きことは一錢たりとも之を求めることが出來ない。而も冬は正に來らんとし如何にせば防寒の方法を講ぜられるかに迷ひ居る。理髮入浴に至りては云ふも更なりである。其の他は最早多言を要しない。現下の小生の心境は悉く不平不満裡に起居して居るも小生として之以上往々途々如何ともし難たい。

目下米一斗十元以上にして毎日の食事も平常の如く滿腹を許されざる状況で宛ら獵人の手中にある鳥の如く僅かなる死米に依り飼はれ漸く露命を繋ぎ固より肥える事は夢にも見ることが出來ない。日々に身體は麻痺するのみである。

イ、昆明（九月二十二日）

物價の高いことは全國に冠絶して居るが一般平民は生活の困難は感じて居ない。聞く所に據れば小賣商人は一日二十余元の賣上げがあり一食一、二元で済み又車引きは一日二十元より百元位迄の收入があるそうである。若し將來仕事が無ければ車引きをしやうと思つて居る。

ロ、重慶（十月十二日）

重慶は爆撃に遭つた後の生活は高騰して已らず、物價は漢口の十倍で殊に衣服類に至つては買ふ方法がない。以前一、三角のものが五、六元で一つの木綿衣を作る裏面は土布で八十元かかる缺乏せる品物は非常に多く我々如きは買ふことが出来ず只我慢して居るに過ぎない。四川の田舎は非常に苦しく不衛生で一人として病氣に罹らない者はない殆んど皮膚病に浸され最近瘡は四川省の流行病となつてゐる。

ハ、寧波（十一月九日）

食糧に就いて云へば、本年の凶作は多少影響して居るとは云へ賣價高く買入困難なることは豫想以上である。故に現在地方當局に於ては之が打開策として「計口授糧」制即ち人口割に食糧を配給する制度を實施し一日大人五合、小兒三合の割に指定の米屋より購入する状況である。其の米たるや豚も食はない様な様に等しきものである。

此制度の實施と共に現在各縣、各鄉間に於ける糧食の搬出入を制限して居るが、政府の目を偷んで密賣買が行はれてゐる。米價は約六十元である、最近本市開明街後市一帶に劇烈なるベスト發生し茲二、三日來已に罹病、死亡者は五、六十名に上つてゐる。

(二) 歐洲戰爭の現況

獨逸の對英決戰觀察

ヒツトラーは獨逸民族を中心とする歐洲新秩序建設に向ひ逐次着實なる經營を進めてゐるが、之が先決問題として英帝國の支配力を歐洲及北アより完全に驅逐するを要すとなし之が爲め昨年夏以來對英本土空爆

皇國內外の情勢

一五

及通商破壊戦によつて英國の抗戦力を粉碎しその成果如何によつては上陸作戦を決行すべき氣運にあつた。しかし遂にその機會を捕捉し得ずして今日に至つたのである。この間英國は對伊作戦の成功と米國の對英援助の強化とに依り益々戦意を強め獨逸海空軍の空爆及通商破壊戦のみを以てしては速に英の屈服を齎すこと困難なるやの感がする。然し通商破壊戦が持続せらるれば英は遂に参らざるを得ないだらう。即ち獨逸は一面長期一面短期戦を共に準備中である。

獨逸は昨夏以來着々として對英決戦準備特に上陸作戦用小艦艇及潛水艦等の諸資材の整備資源の蓄積に邁進し諸情報を綜合するに本年三、四月頃より初夏の候迄にはその準備完了するものと推測せられる。本決戦の遂行に方り地中海方面よりする後方脅威に對するバルカン工作は今回のエーポー・スラビヤ・希臘作戦の快勝によつて完了したことになる。

又獨逸國內の情勢は本決戦遂行に何等支障なき状態にある。唯、問題はソ聯

邦の態度である。しかしそ聯としては英勢力打倒は自己にも有利となりこの際獨逸の對英決戦を著しく拘束することはないものと思はれる。然し獨逸の壓倒的勝利の獲得も亦望まざることは明かなことである。これ獨「ソ」がその國境線方面に十分なる備へをなして居るわけである。

獨逸の上陸作戦準備及對ソ對バルカン工作に對する見透に就いて以上の如く判斷せられるに於ては四圍の情勢よりその決行時期は早きを有利とするも天候、氣象の關係がらして、相當の制限を受けることを考慮すれば本年前半期はその一時期であり、特に英國が地中海方面に勢力を失墜し悲鳴をあげた時期に乗づる公算は多いものと考へる。

さて上陸作戦を行ふとせば如何なる方法を以てするかが極めて興味のある點であつて恐らく意想外の作戦指導特に科學戰を基調とし且兵器資材數量の壓倒的優越を以て對英決戦を指導するものと思はれる。茲に本決戦は凡そ人類の全

智全能を傾け盡したる壯烈無比なる戦闘を展開するであらうと想像せられる。これ時期的に場所的に敵の意表に出ることは今日では概ね效果は期待するも少ないが作戦指導の方法に於て敵の意表に出づることは可能性があると考へられる。

之に對し英軍としては先づ全海軍特に小艦艇を總動員して獨空軍の襲來を避ける方法を講じつゝ、獨軍上陸部隊に向つて殺倒し之を海上に覆滅せんものと必死の逆襲戦に出て來ることは明かである。

而して發動當初に於て獨軍側に蹉跌なき限り概ね短期間に獨軍の勝利に歸するものと判斷せられる。

しかしながら勝敗の數は時の運であつて今より之を斷定することは危險である。唯、然し獨逸軍今日迄の勝利が總べて周到なる準備の賜であることより決行した場合は必勝を期し得られた時であらう。

巴爾幹作戰

去る四月六日より開始せられたる獨軍の巴爾幹作戰は地形山嶽地帶なる關係上獨逸軍當局も電撃作戰は困難と認めて居つた。しかるに作戰開始以來僅か一週間を出でず而も極めて餘裕綽々として敵軍を崩壊せしめこれ亦嚇々たる戰果を收めたのである。

前歐洲大戰に於ても戰爭第二年目マツケンゼン將軍の率ゐる獨、奧、勃軍は十月六日ドナウ河の渡河作戰開始以來僅か八週間を以てユーゴースラビヤの前身セルビヤの殆んど全國土を屠つた。かくも慘じめる敗戦の苦しみを體験してゐたユーゴースラビヤが獨逸に敢て抵抗したる所以のものは如何。是はユーゴー國民の反獨意識極めて濃厚なりしによる。勿論之には英米の謀略宣傳工作が奏功して居つたがためと長期戰の遂行可能なりとの誤算があつた。

快勝を博したる獨、伊軍は今後希臘を空軍の前進基地として更らに英軍の東地中海根據地クリート島マルタ島を始め遠くスエズ、カイロ、アレキサンドリヤ港等

に對する空襲作戦を敢行しジブラルタル攻勢と相俟ち地中海方面より英國の勢力を徹底的に驅逐することに努力するものと思はれる。

アフリカ戦線 先頃迄北阿、東阿の兩戰線共に戰勢は伊太利軍に不利で戰局の前途樂觀を許さざるものがあつた。しかるに獨逸軍機械化師團の地中海輸送成功と英軍の希臘ユーロゴー方面への協力のため兵力を轉用せると相俟つて俄然戰勢を轉換するに至つた。即ち去る四月十四日には北アフリカの獨、伊兩軍は伊領リビヤのキレナイカ全地方を奪回したのみならず、更に東進してエジプト領に進出ソルムを再び占領その後の戰況も極めて順調に發展して居り今やエジプトの中樞アレキサンドリヤ軍港、首都カイロの運命を英本國に於て心配し始めるに至つた。北阿戰線に活躍する獨軍機械化部隊の補給線は伊本國リビヤの間にありシリト島に根據地を進めた獨逸空軍の援護下に樞軸側に獲保せられてゐる。

エジプト作戦は英國にとつてバルカン作戦より遙かに重要な意義を有することは今更喋々を要しないことである。

かくて歐洲戰爭は最近に於ける日ソ中立條約の成立により英米の政治、外交的敗退、バルカン作戦の大失敗、エジプトの脅威と相まって起る新しき情勢によつて可速度的に英國側を不利ならしめ、戰局の前途は愈、決定的とならんとしてゐる。米國の對英援助は國內一部の反対を押切つて愈積極化して來るであらう。茲一二ヶ月の歐洲戰局並に米國の動向は世界情勢に重大なる變化を齎すものがあらう。

(三) ソ聯邦の情勢

日ソ中立條約の成立豫ねて日ソ國交の飛躍的調整を企圖して居つた帝國政

府は駐ソ建川大使をしてソ聯邦政府當局と本問題に就いて折衝せしめてゐた。今回松岡外務大臣は獨伊訪問の途次三月二十四日モスクワに於てスター・リン書記長及モロトフ氏と會見、日ソ國交調整の具體化に關し先方の意向を打診し、獨、伊訪問後歸路三月十二日再びクレムリン宮を訪ね本問題に就いて打診を重ねた。しかし先方の態度必ずしも協調的でなかつた。愈、歸還の途に着かんとするに及んで先方は始めて日ソ中立條約締結の意向あることを明かにした。茲に於て急據條約案文の起草に着手し十三日午後九時松岡外務大臣、建川大使並モロトフ外務人民委員との間に右條約の調印を了した次第である。日ソ兩國がかく國交の根本義に就いて誓約したことは大正十四年一月日ソ兩國が國交回復の條約を締結して以來正に十六年振りのことであつて見様によつては之を一轉機として從來至難とされた兩國の國交も正常化するに至るやも知れない。吾々としてはかくあるべく努めなければならないものと考へる。

①

ソ聯邦當局がかくも態度を急變せるに至つた根本は矢張彼の實利主義政策であつて最近に於ける日、獨、伊樞軸側の態勢の強化せられ反対に支那、英國勢力の失墜に歸決せられる。

本中立條約は實質的には不可侵條約と見なし得べく三國同盟は之によつて愈、擴充強化せられたことになる。即ち先きに締結を見たる三國條約に於てはソ聯邦に對して多分に友好的ゼスチュアーレ示せるも、從來自ソ間には具體的な協定がなかつた。具體的な協定がなかつた爲、三國同盟に水を指さんとする第三國より兩者の間隙を利用せらるゝ傾向ありたるも本條約成立の結果日、獨、伊三國と「ソ」聯との連環したる次第である。

本條約がわが國際政局特に支那事變の處理に如何なる影響を及ぼすかは今後の世界情勢の推移、ソ聯邦の誠意の具體化如何によるものであることは勿論であるが重慶を始め英米側の情勢判斷に一大錯誤を生じたことは明かで支那事變の遂

行及び東亞共榮圏の確立を戦略的に有利ならしめたことは皇國外交の成功であると云はなければならない。本條約締結窮屈の目的も亦茲にあるわけである。しかしながら、決して今回の外交成功を以て油斷をしてはならない。新聞雑誌等の言論機關としては對外宣傳戰の見地から大いに之を吹聴する必要とするも之を以て直ちに對内も亦同様であるとは云へないことは勿論である。

即ち本條約成立するも對ソ戦力は益々充實するを必要とする。この壓力あつて始めて條約の實效を收め得られる。これ恰も獨逸が現在對ソ正面に百ヶ師團の大兵を當てて壓力を加へつつ一方親善提携の外交政策を進めてゐることと同様の行き方である。

次に日ソ國交調整の具體化に伴ひ防共問題に就いて吾人は明確なる認識を持つことを必要とする。ソ聯邦の國是は世界革命世界赤化にあることは今日と雖も不

變である。共産主義思想は我が國內を分裂に導きわが尊嚴なる國體を破壊し絕對許すべからざるものである。故に假令日ソ親善政策具體化せられるとも防共、反共の必要性は毫も輕減せられざるばかりか最近のわが國內治安の見地から見れば益々強化することを必要とし政府當局もこれが對策を着々實施してゐる有様である。しかしながらわが國際世局に善處せんがためにはソ聯邦と國交を調整することを有利賢明とする政略上の要求よりして茲に中立條約の成立を見たる以上は防共の問題はこの際條約問題とは別個の立場に於てわが國內思想問題として對處する如く手段方法に工夫をこらし防共を殊更に強調宣傳し苟も本條約の效果を減殺しソ聯を徒らに刺戟し疑義を抱かしめることが如き言動は厳に慎まなければならぬ。

蘇支關係 今回日ソ間に中立條約が締結せられたることによつてソ支關係が如何に變化するかは極めて注目すべき問題である。ソ支關係はソ聯の態度不

明なる今日輕々に推測を下してはならない。しかしソ聯從來の外交政策から見た場合に於ては今後も極めて不明朗な態度をとることあるは豫め考へて置かなければならぬ。即ち直ちに援蔣政策を破棄する様な明確な態度には恐らく出ないであらう。最近の情報によれば重慶は頻りとソ聯當局の眞意の打診に躍起となつてゐる。吾々としては中立條約成立を契機として之を宣傳戦、政略戦に利用し效果を收めなければならない。

國共關係

昨年末以來國共紛争が激烈となり重慶側が漸次強硬政策を探りつゝあるニュースが傳へられた。世界各國はソ聯邦當局の態度如何にと非常なる興味を以て之を見守つてゐた。特に米國は非常な關心を以て巨細に情報の蒐集に力めて居つた。(週報に發表した情報などは非常に喜んで取つてゐる)米國共產黨紙は國共紛争に關する重慶攻撃宣傳を強化し中共は對重慶強硬態度を決した旨を報じ又赴ソ中の毛澤東とスターリン間のソ聯邦の中共軍に對する軍需品供給

中共空軍新設及蒙疆陝西兩省區建設に對する協力、蒙疆特別區に於けるソ聯の資源開發權承認並ソ聯中共間の政治的合作強化を規定するソ支相互援助祕密協定調印說及中共側の對重慶新要求提出說等の如き之である。

昨年十二月上旬ソ聯邦が對蔣援助を一時停止した現象からして日ソ國交調整又は國共爭鬭を繞つてソ聯の對蔣態度が變化した證左であるとの推測を下した向もあつたが、その後再び援助を繼續してゐるところより見ても之は中らなかつた。之とは反対に昨年十二月上旬ソ聯邦の對支借款說が流布せられ一部消息通間にはその可能性が信ぜられたが、後で之も支那側の謀略宣傳に過ぎなかつたことが明かになつた。ソ聯としては重慶に對し壓迫を加へると共に、反面に於て依然重慶側との經濟關係を保持し飛行機及舊式武器を供給し、自己に必要である支那產物資の輸入を圖つてゐる。

以上の行動からして判斷せられることはその堅持する對支方針には變化な

く、國、共問題のため對支援助の全面的停止の措置に出ることはソ聯にとり不利で、壓迫を加へると共に、一面多少の援助を與へることにより關係をつけ、他日好機會あらば之を活用せんと、極めて複雑なる實利の方策を採るものと考へられる。

諸外國との通商交渉

最近に於けるソ聯邦の對外貿易の發展は眞に目覺しきものがある。昨年中に通商協定の成立した國は、十ヶ國（勃、獨、依蘭、ギリゴー、芬、米、アフガン、瑞典、洪、ス）に上り、本年に入つてから瑞西、羅、泰の三國とも協定を締結した。これソ聯としては高度國防國家確立のため國民經濟の完成に向つて努力してゐるが、尙ほ未だ工業方面に於ては自給の域に達せず高度の技術を要する工業製品、特殊諸原料に就いては或程度對外的に依存しなければならないこと及外國貿易を以て對外政治的壓力を強力ならしめ以てソ聯の政治的孤立を防がんとする意圖の證左であると判断せられる。最近の日、

ソ通商交渉も亦右に關聯する一つのものであらう。

新十五ヶ年計畫

第十八回ソ聯邦共產黨會議は去る二月二十一日閉會した。黨協議會閉會後ソ聯共產黨はソ聯共產黨中央委員會を開催し黨會議の議決議を採擇し右決意に基いて國家計畫委員會に對し新十五ヶ年計畫の立案を命じた。

本會議に於ける決議事項は極く一部わが新聞紙に報道せられたが要旨は次の通りである。

イ 今次大戰の教訓に基き如何なる戰争の危險にも對處し得べき高度國防國家體制の確立を目指し基本的產業部門殊に製鐵、機械製作及燃料部門の計畫完遂を圖り且之と共に運輸部門の整備強化のため黨組織活動の重心を工業及運輸部門に轉じ、之に對する人民委員部の監督強化のため地方黨部内に若干の專任書記を増員する。

ロ 一九四一年度國民經濟計畫を確認し、工業總生產額を一、六二〇億留（前年に比し一七一八%増）即生產財二三・五%消費財九%を夫々増加し特に金屬工業、機械製作運輸に重點を置いて居る。

三〇。

ハ 右に關聯して党中央機關を更新し、リトヴィノフ、シチャデンコ（前國務次官ウオロシロフ系）、チエムチュージナ（モ首相夫人、前漁業相）等其他幹部多數は義務不履行の廉により除名又は格下げせられた。その後任として新進を拔擢、又事業成績不良の人民委員に對しては嚴重警告した。

拔擢せられた新人中には軍人出身者が多く三分一強はデュコフ、ユマシエフ、ボボフ等の現役將官である。

ニ 第三次五年計畫に續く新十五年計畫の立案を國家計畫委員會に命じた。その目的は工業生産を人口一人當りの生産高に於て資本主義諸國に優越せんとするものである。即ちソ聯は今次大戰が十數年に亘ることを期待しその間中立政策を堅持しつつ高度國防國家の確立に専念し以てソ聯をして世界第一の生産國たらしめんことを狙つたものである。又彼等從來のやり方から見るとときは多分に平和維持の宣傳を含蓄してゐるものと判断せられる。

第八回 ソ聯最高會議開催 二月二十五日よりクレムリン宮殿に於て第八回

ソ聯邦最高會議開催せられ、バルツック三國、ペツサラビヤ、北ブコビナ地方より新に選出せられた議員を含む約一千四百名の議員が出席、修正を含む一九四一年度國家豫算案可決後日程第二たる第七回最高會議以來最高會議幹部會の發布せる諸法令の批准を終り新に編入せられたるモルダヴィヤ、リスニア、ラトヴィア及エストニア四共和國の各最高會議幹部會議長を全聯邦最高會議副議長に選出し會期五日で閉會した。

尙今回の會議に於て第三回最高會議以來の恒例となつて居つたモロトフの外交演説の無がつたことは益々微妙複雑化しつつある國際情勢に鑑み特に慎重を期し行動の自由を保持せんとした結果と思惟せられる。

尙一九四一年度新豫算の内容は次の通りである。

歳 入	二千百六十八億四千萬ルーブル
歳 出	二千百六十五億ルーブル

皇國內外の情勢

三一

國防豫算 陸軍

五百八十三億ルーブル

海軍

百二十三億ルーブル

内務省豫算(國家保安省費を含む)

七十三億ルーブル

(四) 米洲の情勢

航空機生産力擴充の概況

米國は今や劃期的軍備擴張の途上に在る。且又本格的に對英援助に乗り出す外民主主義國援助を公約し之れが爲凡有手段を盡して生産力擴充に邁進してゐる。就中航空機の生産擴充に對しては全力を傾注して居る有様である。

米國に於ける航空機生産能力は一九四〇年末に於ては月產約七〇〇機に過ぎなかつたが本年初頭月產九〇〇機となり、越えて三月には少くも月產一二五〇機内外の生産能力を有するに至るものと推定せられる。而もこの月產額は日を逐うて加速度的に増加の傾向にある。本年六月に於ては月產一五〇〇機、九月

に於ては月產一七〇〇機、一九四二年一月以降に於ては更に著しく増大し月產實に二三〇〇機を目標として居る。斯の如き增産計畫の實現は今遽かに推斷を許し得ないが最近增産の實績に鑑み相當實現の可能性を有するものと思はれる。斯くて相當量の飛行機を對英、對蔣援助に又其の若干を民間機に充當する、も尙よく一九四二年十二月現在に於て米國の所期する陸海軍機合計三萬五千機保有の目標に概ね到達せしめ得ることは必ずしも不可能ではない。

米國は過去に於て軍需生産力擴充の上に労働者問題及民間會社に對する軍の要求不徹底等大障礙があつたが、今回も亦その轍を踏まんとしてゐる。最近の情報によれば製鋼、石炭、自動車事業方面に於て罷業がぼつぼつ起りつゝある。しかし此等の問題は以下述べるが如き非常の手段に依りて概ね克服せられ今や積極的擴充方針に基き軍民一致着々其計畫を促進せしめて居る模様である。

1 主として航空關係に於ける生産力擴充手段

- (1) 二十四時間、三交代制採用に關する強制指令
- (2) 國防生産の要求に應ぜざる民間産業會社の收用管理令(航空のみに限らず全般的なり)
- (3) 工作機械製作に關する障碍是正の爲對外輸出の禁止或は制限並に一九四二年型自動車の設計禁止(一九四一年型は既に大量生産に移り一九四〇年九月以降賣出を開始した)
- (4) 自動車會社(フォード・パッカード等)に對し飛行機用發動機製造の強要
- (5) 勞働時間の延長

2 國防生産優先局の設備

國防資材の生産を優先的に促進する目的を以て民間生産業の統制に任ずべき國防生産優先局を設置し大統領は十月二十二日民間産業團體に附與せる米國國防諸生産契約に對し生産上の優先權を確定する行政命令を發した。

前述の如く民間産業に對する政府の一一致的統制は米國史上曾つてなきことであつて米國の國情と國民性を以てして尙且以上の如き非常手段を敢行し、以て國策遂行に邁進しある點は大いに注目に値するところである。

太平洋方面に於ける對日防備強化の狀況

帝國の泰佛印紛爭調停成功、殊に最近日ソ中立條約の成立は米國政府當局の豫想外の問題であつただけに衝動は大きい。英米は帝國の北守南進政策は愈々決定的となつたと極度に懼惧し内心日本との武力抗争を迴避しつつも南太平洋を中心として特に新嘉坡比島等に著しき兵力の増強を行ふと共に英米蘭印澳洲等の軍事合作を促進しつつある。又グアム、サモア諸島及布哇、アラスカ等に對する海空軍基地の增强建設を着々實行し對日包圍陣完成に努力して居る。

最近に於ける增强兵力並に兵力の現勢(艦船關係を除く)次の表の通りである。

地名/區分	大 戰 前 兵 力	最 近 增 強 兵 力	現 有 兵 力
馬 来	飛行機 八千 一〇〇機	三萬二千 一〇〇機	四萬 三八〇機
比 島	飛行機 六六機 一万一千	一千 三九機	二万二千 二六〇機

蘭	印	飛行機	三萬五千 三〇〇機	六萬五千 六〇機	四二十萬 四一〇機
豪	洲	飛行機	二萬六千 九六機	一萬四千 一六機	一四萬(ヨノ内約十萬外征) 一二二機
新	西	蘭			一二二機
布	哇	飛行機	二萬二千 一四〇機	九五機	九一機
アラスカ		飛行機	四百〇	六〇機	一千四百

三六

在米資金凍結問題

米國は歐洲戦争勃發以來、獨ソ兩國により被征服國となつた特定國の在米資金持出許可制を行つて來たが、去る一月十九日附ニユーヨーク、タイムズ・ニューヨーク、ヘラルド・トリビューン兩紙は單に以上の被征服國のみに留まらず日、獨、伊の権軸國家を始め諸外國の在米資金に對しても大統領令を以て凍結する法案を完成した旨を報道し全世界に對し多大の關心を惹起せしめた。この問題は既に昨年十月頃から話題に上り之が影響を蒙る諸國

(1)

家は種々對策を考究中であるが、わが國に對しても多大の影響を及ぼすことが豫想せられる。

かくの如き手段を取るに至つた動機としてはソ聯邦が獨逸の在米資金を肩替りして獨逸のために米國より戰時必要な物資を購入してゐること、米國の準敵國である日獨伊は相當の在米資金を有し米國に於て經濟活動を營んでゐるため、この經濟活動に對し制裁を加へ、所謂在米第五部隊の活動を壓迫せんとする米國らしい考へ方によるものであらう。在米資金凍結方案の内容は未詳であるが恐らく米國が現に獨ソ兩國によつて占領せられてゐる特定國及その植民地等に於て實施しつゝある在米資金出入に關する許可制を第三國全部に擴大するものであらう。英國その他米國との親善國に對しては運用上手心を加へるが、特に米國の準敵國と看做してゐる日獨伊の権軸國には相當手厳しい適用を行ふのではないかと思はれる。その狙ひとところは在米資金の輸出入資金凍結

法案は一種の全面的爲替管理の形態を採用するものと判斷されるので、發動された場合にはわが國に對しても多大の影響を及ぼすものと豫想せられる。

發動の曉は先づ米國からの物資購入は米國財務省に出頭して「タクシード」と云ふことを生じて来る。つまり米國政府の手心一つでわが經濟活動が左右せられる事となる。わが中南米貿易は今日米國を通じ弗貨により決済せられてゐるもののが少くないので、在米資金凍結法案實施のせらるれば、それを統制し第三國を通じて権輜國に資金の移動することを抑壓しドル貨の利用に就て禁止的位置に出る態度を整備するものと思はれる。

今諸外國の在米弗資金額を見るに、ニューヨーク、タイムス紙の報道によれば、一九三九年八月現在に於ける各國別弗資金は、ソ聯邦十億弗、スイ士十二億五千萬弗(内相當額は獨逸の所有であらう)、獨逸一億六千萬弗、極東諸國十億九千萬弗である。わが國に及ぼす影響に就いては案の内容不明なる今日その豫

測を許さないが在米資金凍結の方法は諸外國の在米資金の出入に許可制を實施し、米國財務省の許可なき限りは弗決済を禁止するとの一種の全面的爲替管理の形態を採用するものと思はれるのでその場合にはわが國に對しても多大の影響を及ぼすものと豫想せられる。

即ちこの法令が實施された場合、わが國の在米資金の出入についても米國政府の許可を要することになるから物資購入には米國財務省に出頭して「タクシード」を求める必要を生じ、米國政府の手心一つによつてわが米國に於ける經濟活動が左右せられることになる。わが中南米貿易は今日米國を通じ弗貨によつて決済せられてゐるもののが少くないので、凍結法實施の曉においてはそれが不可能になる懸念頗る大である。その他歐洲その他への送金は米國を中繼してゐることからこの點にも支障を來し又在米邦人の本國への送金、個人の銀行預金の引出しにも一旦申請を要し、從つてわが國から米國への送金にも許可を必要とする

ことにならう。

しかしこの法令はわが國に對しても損害を與へるが、同時に米國及米國の親善國關係にも同様の影響を與へ一般の支持を得難い。

従つて凍結法案の發動及その運用如何は一に日米國交關係の如何に懸るものである。之に對してわが關係當局者は對策を鋭意考究着々實行に移してゐる。即ち先般大藏省が外國爲替管理法の改正を實施せるのにはその對策も含んで居る。先づ在米資金を以てわが國通貨に振替へ輸入資金として利用することが制限される場合に對しウルガイとの貿易に就いては同國々立銀行内に「日本勘定」を設定してニューヨーク建を離脱し、更に本年は南米貿易に對しニューヨークを中介せず出來る限りブラジルの正金支店に送金せしめて決済する方法を採用し。日蘭貿易も亦双方間に金融協定を締結し爲替の決済を弗貨によらず、正金はジャワ銀行内に蘭印貨勘定を設定し、ジャワ銀行は正金内に圓貨勘定を設ける。

さて、ニューヨーク市場を經由しない現地通貨たるギルターとの直接決済方法を採用してゐる。帝國としては今後更にこの種の協定を各國間に速かに樹立して圓爲替地域の擴大に努め或はパーター制度の如きものを採用して經濟上英米依存を脱却して新に東亞自給經濟の確立と高度國防國家建設を急ぐべきである。

國内問題

四二

(一) 大政翼賛會の問題

昨年の秋一億一心の協力體制の整備と新政治體制の實現のため推進的原動力たるべく大政翼賛會が新しく設立せられ當局の言論機關の指導、援助もあり全國的に運動が展開せられてゐた矢先に會、七十六議會に際會し本問題は論議の焦點となつた。七十六翼賛議會は恰も翼賛會問題の議會に終つた様な觀を呈した。何事にも創業の困難は伴ふ。況んや摩擦を避けての新しい仕事には更らに迂餘曲折を招來することは已むを得ないと謂はなければならぬ。翼賛會問題もその一つであらう。議會に於ける反對分子の論據は曰く憲法違反、曰く治外法權的存在、曰く過激思想の溫床、曰く政府機關との紛糾であつて要は政黨となすか、

又は教化團體となすが何づれにするも憲法理論に疑ひながらしめよと云ふにあつた。

憲法解釋の問題に就いてはその發足當時慎重なる考慮が拂はれた。即ちわが憲法の大義に牴觸せざること、之がため一國一黨の獨裁政治式にならざること。帝國議會の存在を無視せざること等國體の本義に徹し日本精神に立脚して根本方策は決定せられたのであつた。従つて革新急進分子の中には之では極めて不徹底なものであると不満を稱へるものも見受けられる程であつた。

しかるに七十六議會に於ける國體明徴派(川崎代議士等の所謂中央亭組)はこれを以てなほ足りりとせず國體の尊嚴維持、憲政大義の顯彰、赤化思想の撲滅、翼賛會の精勤化を實現すべきであると稱へ全力を傾注して反対した。

曰く立憲國に於ける大政を翼賛する機關は限られて居る。臣民の翼賛に俟つためには帝國議會がある。帝國議會は即ち衆議院にあつては千五、六百萬人に近い所の有権者に參政の權を與

へ、この參政の權を行使せしめて、その代表者が議會に集つて即ち臣民の代表として翼賛し奉る。貴族院は特種の階級を代表して翼賛し奉る。この兩院の組織に依つて凡ゆる階級層の代表機關が立憲的に整然として備はつて責任の所在は明確である。大臣輔弼の責任と云ふものを果すならば上意下達が完全に行はれる。上意下達が完全に行はれないならば輔弼の責任を盡したとは申されぬ。他の機關の力を藉る必要は断じてない。若しその議會が間違つて居るならば解散して新しく國民の意志に問ふて代表を出せばよいと。

之に對し政府は上意下達、下情上通の機關である帝國議會の行ふ作用を補充する意味のものであると答へてゐる。

更に上意下達のために設けられたる機關としては五百三十餘萬圓の豫算をとつてゐる情報局があるではないか。贅澤は敵だと云ふ翼賛會が日本一の贅澤な建物に這入り年二十四萬圓の使用料を拂ひ高給を食むとは何事であるかとその他種々の點から完膚なき迄に論難した。ために政界は本問題を中心として暗澹たる空氣

が漲つてゐた。政府はこの情勢に鑑み茲に翼賛會は公事結社であること、その組織と陣容を刷新することを約束して茲に始めて八百萬圓の豫算の通過を見るに至つたのである。

反對派議員の思想は既に社會一般の認めてゐる様に從來の憲政擁護論を墨守するものであつて内外情勢から来る必然性や今日に於ける議會人の政治的實勢力を不間に附してゐるところに根本的缺陷が認められる。然し乍らその意見の中には幾多爲政者として反省すべきものがないでもない。かかる觀點からして大政翼賛運動の basic 理念には何等變更を加へないが益、日本精神に立脚すべきことを高調し、その運動は世上の非難に鑑み適正ならしめ特に組織運動に重點を置き政府、地方行政機關との表裏一體化の具現を目標とすることを明にした。即ち決心は變化なきも處置に於て大なる修正を加へたわけである。

問題となつた政治性の點は從來政黨が獨自の政策を以て政府と對立抗争した意

味とは大いに性質を異にした高度の政治性とも云ふべき國民の諸組織即ち實踐組織網の確立の意であるわけである。即ち生産擴充、食糧增產、物資の配給、消費規正と云つた國家當面的主要課題を通じて實踐的に、職域、地域組織を確立すべきことが國內新體制の急務である。極めて地味な國民運動であるわけである。蓋し今日のわが國是國策は既に一定してゐる。たゞそれがための實踐力が廣義の意味に於ける政治として第一の要務であることは何人も認めるところである。

之を要するに大政翼賛會を繞る論争はわが國國政變革期に於ける摩擦である。論議は論議として實際運用に當る人の活動の適否と云ふものが本問題の是非を如何様にも決定するものである。翼賛運動の成否は一に今後この運動に挺身する人々の努力如何によつて決せられる。政府各機關としては翼賛會設立に到つた縦に鑑み全幅の協力を行ひ以て一部反對分子の非難に報ゆるに現實の成果を以て答へなければならない。翼賛會今回の改組問題は全國的に相當の反響を呼び或は

政府首腦部の軟弱振りを憤慨するものあり、或は中央頼むに足らず吾人は獨力所信に邁進せざるべからずどなすもの等ありしが、最近は一般に冷靜に歸し、更らに國家のため健全なる發展を待望する空氣になつて來てゐることは喜ばしいことである。

(二) 層鐵、石炭の増産問題

政府は去る四月一日を期して全國の各官廳及公共團體協力の下にこれ等官廳、公共團體の所有にかかる廢品は勿論のこと現に使用中の各種鐵製品、銅製品の回収運動に乘出することとなつた。これが機關として企畫院に中央資源回収協議會なるものが地方には各府縣毎に知事を幹事役として府縣資源回収協議會が設置せられ、この機關を通じて回収した上それゝ鐵屑、古銅の統制會社をして買ひ取らしめこれを製鐵製銅業者へ廻すこととなつてゐる。

この機會に鐵、銅の問題に就いて認識を深めるため若干の説明を加へることとする。

屑鐵とは鐵の故又は屑を謂ひ普通は二、三十年前に使用せるものが廢品として發生するものである。これには銑鐵屑(炭素四パーセント含む)とスチール屑(炭素〇・二パーセント前後含む)とある。わが國は從來米國よりスチール屑を多量に購入して製鐵を行つて居つた。この屑鐵は米國東海岸方面に多く、パナマ運河を通じてギリシャ、ノルエー、スエーデンの傭船によつて運んで居つたものである。米國以外には濠洲、印度、カナダ等が考へられるが、これが全部輸出禁止を行つたため、現在では蘭印、マレー、フィリピン等東亞圏より求めざるを得ないが、これとても十萬噸は六ヶ敷しい。

今一國工業力のパロメータとも見られる鋼塊(鋼材に引き伸す前の塊、この八割が鋼材となる)の世界製產高を比較して見ると如何にわが國の生產高が貧弱なるか

が分る。

昭和十四年

米　　國	四千八百萬噸 <small>(最近倍加せられ八千萬噸乃至八千五百萬噸と推定せらる)</small>
獨　　逸	二千四百三十八萬噸 <small>(最近三千萬噸位に增加)</small>
ソ　聯　邦	一千八百七十九萬噸 <small>(最近二千萬噸位へ増加)</small>
英　　國	千三百七十萬噸
佛　　國	八百五十三萬噸
日　　本	略　　す
伊　太　利	二百三十八萬噸

茲に注意を要することは大正十三年頃に於けるソ聯邦とわが國との生產高は殆んど同等であつたものが、それがソ聯邦は三次に亘る生産擴充計畫を完遂したために今日ではわが國とは格段の差が生じたことである。

屑鐵

五〇。

屑鐵の出廻り量は過去に於ける屑鐵使用量に比例するものである。米國一年の屑鐵量は四千萬噸乃至五千萬噸であつて、日本はその一割以下のものを輸入して居つたわけである。わが國の鐵材使用量は明治初年以來累計約三千萬噸餘と見積られる。昭和八年以來わが國の鐵需要量は年々急激に増加するに至つたのであるが、それ以前は極めて微々たるものであつた。従つてもとくわが國の鐵使用量が少いため之が回収は量的に非常な困難な問題と云はなければならない。従つて官民がこの點をよく認識して眞剣な努力を拂はなければ國防の要求に應じ得ない。單に廢品に留まらず、現に使用中のものでも重要と認められるものに迄押し及ぼさざれば所望の數量に達せざることは明である。目下の時局は鋼材の生産を一時と雖も低下することを許さざるところに回収の絶對的必要性があるわけである。

次に今回米國の屑鐵禁輸に伴ふわが對策として屑鐵を使用せざる所謂銑鋼一貫作業法により鐵鋼の増産を期待する場合石炭の生産が極めて重要となることにつ就

いて述べて見ることとする。

今屑鐵一噸を使用して鋼材一噸を生産し得ると假定すると、石炭の所要量約は四百噸で足りる。之に對し銑鋼一貫作業による場合に於ては更に二噸以上の石炭を使用しなければ同量の鋼材を生産し得ない。而もこれに用ふる石炭は夕張、開灘、中興炭の如き優秀炭を必要とし從つて輸送船舶にも關係していく。昭和十四年度米國より二百萬噸以上の屑鐵が輸入せられたが之に相當する鐵鋼を銑鋼一貫作業によつて作る場合には少くともこの屑鐵の輸入量に二噸を掛けた四百萬噸の石炭を増産することを必要とするわけになる。これによつて見ても石炭の増産が現下帝國吃緊の問題であることが分る。

米國がわが國に對し屑鐵の全面禁輸を實施した狙ひはわが製鐵量の激減を來さしめるがためであるが一面には製鐵技術上からも製鋼作業を不能ならしめんとしたことにある。しかしわが政府當局としては當然今日あることを豫測して昭和十

四年並に十五年度に於ては特別輸入により相當量の超過輸入を斷行した。又製鐵技術の點ではわが製鐵業に從事する第一線技術家達が眞に國家を憂へ協力研究することを申合せこの難問題を打開すべく努力せる結果遂に鐵屑を使用することなくして製鐵し得ることに成功したのである。この點技術戦に於て米國の謀略を見事参らせたことになる。

(III) 海運統制の概要

遞 信 省

(一) 統制の沿革

戰時經濟の中核は軍事需要充足の爲に國民經濟の總力を凝聚するところに存する。軍需品の不斷の再生産過程に於て工業、農業、交通等の各國民經濟部門が、戰線に於ける軍事行動と緊密なる連繫を保持し、銃後の政治經濟活動が直に前線に於ける武力の源泉となるところに近代戰の特質がある。今日に於ては戰線と銃後の境界は存在しない。國全體が一個の廣大なる戰場であり、作戰地域である。従つて生産力擴充計畫、物資動員計畫等一連の戰時經濟政策は常に軍需充足を絶對目標とし、作戰の基調となり、礮石とならねばならぬ。戰時下に於ける海運統制も亦、軍事目的に對する全面的協力を中心課題として押進められて來た。

顧れば支那事變の勃發により我が國海運界は第一次歐洲大戰以來久しきに亘る不況より脱し、船腹は漸次不足の一途を辿り、海上運賃又急激なる騰高を示し(別表参照)。

主 要 運 貨 表

年	月	若松	京濱	大連	横濱	樺太	内地
		石炭	高 値 安 値	豆粕	高 値 安 値	高 値 安 値	高 値 安 値
昭和七年		二・二〇	○・七〇	一・五〇	六・五〇	一・二〇	○・六五
八年	二・一〇	一・〇五	一・四〇	七・〇〇	一・五〇	○・八五	
九年	二・五〇	一・三五	一・三〇	九・〇〇	一・七〇	一・〇〇	
一〇年	二・三〇	一・六〇	一・三〇	六・〇〇	一・六〇	一・二〇	
一一年	二・六〇	一・六〇	一・四〇	八・〇〇	二・〇〇	一・一五	
一二年	五・三〇	二・一〇	三・七〇	一・二・〇〇	四・五〇	一・五〇	
一三年	五・五〇	四・八〇	四・八〇	三・〇・〇〇	四・〇〇	三・五〇	
一四年	四・八〇	四・八〇	五・〇・〇〇	三・二・〇〇	三・五〇	三・五〇	
一五年	四・八〇	四・八〇	五・〇・〇〇	五・〇・〇〇	三・五〇	三・五〇	

戦時重要物資の輸送は漸く不圓滑ならんとするに至り、昭和十二年九月、臨時船舶管理法の制定を見、船舶の建造、譲渡、運航並に運賃備船料等に對し種々の制限を加へることとなつたのである。

る。之より先、民間業者に於ては事變勃發と共に、吾が國船腹の六割を占むる主要七社間に於て海運自治聯盟を結成し、「非常の時局に即應する公正なる船舶の運営をなすを目的として」政府の海運新政策に協力することとなり、昭和十二年八月聯盟の主唱により、吾が國を中心とする主要運賃並に備船料の標準率を決定し、實力を以て市場の抑制に乗り出したのである。翌十三年三月、聯盟は吾が國船主の統一團體たる日本船主協會と共に市場對策協議會を組織し、海運市場の安定と輸送の合理化を圖ることとなつたのであるが、同年四月更にその機構を整備し海運自治統制委員會を組織するに至つた。

然し乍ら支那事變は漸次その長期化の傾向を明かにし、國際情勢亦緊迫の一途を辿り、戰時海上荷動量の増大に依る船腹需給關係は極度に逼迫し、從來の運賃統制中心主義の自治統制に依據するを許さざるに至り、昭和十四年九月、第二次歐洲大戰の勃發と期を同じくして、從來の自治統制委員會を廢し、配船統制を中心とする海運統制委員會を組織し、政府に於て官民の協議機關たる海運統制協議會に諸つて輸送計畫並に配給計畫の大綱を決定し、統制委員會をして之が實行に當らしむるところの官民協力の統制體制が作り上げられたのである。

(二) 國家管理體制の樹立

五六

然し乍ら昨年度に入り歐洲戰亂の勃發による交戰國船舶並に關係中立國船舶の東洋水域撤退と東亞新建設に伴ふ海上輸送物資の著増とに依り近海は未曾有の船腹不足を現出するに至つたのである。

即ち昭和十五年度に於ける重要物資海上輸送量は七千萬噸の巨量に達し、前年度に比じ約二割の増加を見たるに拘らず、新造船は資材並に勞力逼迫の爲現有船腹の僅か六分程度を出でず、外國船の利用は別表の如く急激な減少を示し、

外國船備船狀況

昭和十三年六月	一一五隻	八三七・二五一重量噸
十二月	一三一ヶ	九三九・七七四ヶ
昭和十四年六月	五七ヶ	三八一・七二七ヶ
十二月	五九ヶ	三一五・七七三ヶ
昭和十五年六月	四二ヶ	二五二・二七九ヶ

昭和十六年三月
十二月
昭和十六年三月
三二ヶ
一一五・二六三ヶ
二九二・四八一ヶ
五三ヶ
一二月
昭和十六年三月
三三ヶ
一三五・二六三ヶ

他方軍事目的に提供すべき船舶は國際情勢の緊迫と、作戦區域の擴大に伴ひ漸次增加し、輸送すべき物資量と船舶輸送力との間に著しき不均衡を生ずるに及び、四年間を通じ約三百萬噸の重要物資積取不能を豫想せられるに至つたのである。

斯る事態に對應して政府は新造船の建造促進、外國備船、外國船購入等に依る積極的なる船腹擴充を行ふと共に、港灣荷役作業の能率化、配船の合理化に依る船舶運航能率の増進を圖り以て重要物資輸送の圓滑を期したのであるが、夏場最盛期に於ける船腹不足の激化に伴ひ、外米、南洋鐵鑛石、燐鑛石等の緊急輸送を要する物資の續出せると、自治統制機關たる海運統制委員會の決定に明確なる法的根據を缺き、配船處理の中心目標を失つて積取物資の處理に沒頭し、配船に計畫性を缺きたると依り責任輸送の遂行と配船の合理化は所期の實效を收むることを得なかつたのである。

茲に於て限られたる船腹を以て激増せる海上輸送物資を處理する爲高度の計畫的配船を行ふと

共に如何なる事態が發生するとも有效適切に之に對處しうるが如き強固なる彈力性を保有する新

らしき統制機構が要請せらるゝに到り、昨年九月閣議に於て海運統制國策要綱を決定し、海運國家管理體制の確立を見たのである。

國策要綱の趣旨を要約すれば

五八

一、政府の指定する重要物資は政府に於て年間、四半期別及月別の輸送計畫を樹立する。

二、政府は輸送計畫に基き配船を管理決定する。

三、運賃、備船料を公定し、負擔の均衡を圖ると共に重要物資輸送の圓滑を期する爲共同計算計畫を實施する。

四、民間の實行機關として海運組合法による海運中央統制輸送組合を組織せしめ、政府の輸送計畫に基き重要物資の共同引受を行はしめる。

五、右の輸送組合の役員は政府に於て決定し、船舶運航の集約を圖る爲め組合に適當なる數のプロックを置く。

等である。即ち計畫輸送の實施は次の順序に依つて行はれる。關係物資所管廳は重要物資要輸送

○

○

○

○

○

○

量を企畫院及び遞信省に通達する。遞信省は海運統制協議會に諸り輸送計畫を決定し、輸送組合に指令する。組合は此の指令に基き荷主と運送契約を締結すると共に各プロックに對しその保有船腹に應じ、責任輸送量の割當を行ふ。プロックは更に之を所屬の各運航業者に割當で、組合との間に下請契約を締結せしめ輸送責任を負はしめるのである。

斯くて高度の計畫性を有する海運の國家管理體制は一應その整備を見、本年四月運賃共同計算制の實施と共に愈々本格的な計畫輸送、計畫配船の遂行に入ったのである。

海運新機構の成否は尙今後の課題として残されねばならないのであるが、海運産業が他産業に於ける生産、配給、消費の變動に應じて、常にその企業活動を轉換することを思へば、他の諸産業、特に石炭、製鐵等基礎産業部門に於ける統制體制の整備如何こそ新機構の實效を左右するものと言はねばならないのである。

(四) 中小商工業者轉廢業對策の現況

六〇

厚生省

近時物資の不足、價格の公定、配給方法の統制、輸出の不振等の爲生產部門のみならず配給部門に於ても其の利潤の減少等を來し生業を維持すること漸次困難となるものを生ずるに至つた。殊に此の状勢は這般の外交轉換に依り物動が一段と強化せらるるの已むなきに至つた結果、一層深刻化して來た。政府に於ては之に對し能ふ限り此等の事業の維持轉換を圖る爲め代用原料の使用、時局産業への轉換、下請制度の利用其の他金融緩和の方途を講じつつあるも、此等の方法を以てしても尙失業の已むなきに至るもの相當多數に上り、昭和十五年十二月末日現在に於ては其の數約拾四萬九千人にして内業主約四萬五千人被傭者約拾萬四千人の數を示して居た。

併て政府は昨年十二月二十二日の閣議に於て決定せられたる中小商工業者に對する對策に基き

銳意之が諸所要施設の整備、擴充を爲し要職業轉換者の職業指導に遺憾なきを期して居る。

而して其の轉業對策の根本方針は左の二點に存する。

(1) 轉業は出來得る限り官廳の強制的措置を避け同業者の組合の申合せ等に基く自治的措置に依

らしめ政府に於ては之に對必要なる指導を加へること

(2) 轉業に依る犠牲を緩和し以て轉業を容易且迅速ならしむると共に國民勞務再編成の見地より之が勞働力を最も緊要なる方面に再配置すべき十全の施設を講ずること

斯かる方針に基き目下施行して居る諸對策の概況は次の通りである。

一 道府縣職業轉換協議會

知事を會長とし官民關係者より委員を選出せしめ、其の地方の實情に應じ中小商工業者の整

理合同及轉職轉業等に關し關係機關との連絡を圖ると共に其の地方に即せる有效適切なる對策の樹立に付懇談協議せしむる爲道府縣に設置せしめたものである。

二 道府縣職業指導職員

道府縣に職業轉換協議會の事務等中小商工業者の職業轉換指導の爲に從來府縣中央商工相談所の職員たりしもの及新に増員せられたるもの専任職員とし同業者の組合等を對象として指導に當らしむることとし設置せられたるもので其の人員三百二十六名である。

三 職業指導員

皇國內外の情勢

六一

國民職業指導所の業務を補助するため市部及中小商工業に關係多き町村に中小商工業者の相談相手となり、又常に國民職業指導所等と連絡し業者に對する指導斡旋の徹底を期する爲民間關係者より委嘱し設置せられたるものにして其の人員二千三百七十七名である。

四 國民勤勞訓練

1 國民勤勞訓練所

中小商工業者等職業の轉換を要する者に對し職業の轉換を圖る上に於て必要なる精神的並に肉體的訓練を行ふ爲東京及大阪附近に訓練期間一ヶ月以内にて收容定員一千名の國民勤勞訓練所を設置することとなつた。其の期間中平均一日一回の給與を行ふこととし其の經營を財團法人職業協會をして之に當らしむることとし敷地の買収等も完了し目下之が建設に着手せしめて居る。

尙本訓練所は國民職業指導所と始終密接な聯絡を保たしめ訓練期間中本人の經歷、身體の状況等を參照して其の就職に付萬全の措置を講ぜしひることとした。

2 國民勤勞委託訓練施設

東西兩訓練所建設完了に至る迄の暫定措置として各道府縣に人員の割當をなし目下中小商工業者並に之が從業員を各道府縣の適當なる施設に委託して訓練を實施中にして現在訓練申の人員總計は一千四百名に上り昭和十六年四、五月中には約三千六百名以上の者を訓練せしむる豫定である。

訓練内容と修養行事、作業、勤労奉仕、體操、武道、教練等にして一定施設に合宿收容せしめ實施中に於ては勿論肉體的にも好結果をもたらしめて居る。

五 職業補導

支那事變特に物資動員の強化に因る失業者の轉職を容易ならしむる爲の職業再教育機關として計畫せられ、昭和十三年十月以降職業紹介所の事業として機械工、製圖工、事務員等の別に實施せられつづけられたる職業補導所百二十ヶ所を中小商工業者の要轉職者の職業再教育施設に充用することとし全國を通じ新に機械工、製圖工、検査工、事務員等の補導所七十一ヶ所を設置し更に補導所收容中の補導生に對し生活費補助として從來一日十五錢の給與に對し現在平均一日五十錢の給與を行ふこととした。即ち今回増置せられたる補導所を加へ年約二萬五千人以

上の者に對し短期再教育を施すこととなつた。

中小商工業者並に之が從業員にして年齢、前職等の關係により他に就職すること困難なる者の生活保護の爲道府縣、市町村、社會事業團體等をして授產場或は組合を設けしめ又は之等の既存授產場等を擴充し授產を爲さしめつゝあるも昭和十六年度に於ては約五萬人の中小商工業者の家族等の生活保護に資し得る様更に擴充することとした。

右の外從來の職業紹介所及中央商工相談所を統合して國民職業指導所を設置し職業轉換の勧奨、相談、指導等に任らしむると共に轉廢業せんとする者の資産、負債の整理を促進せしむる爲國民更生金庫を設置し萬全の方策を講じて居る。

(五) 國民保健の現状

厚 生 省

近時我が國民保健の現状は必ずしも良好とは稱し難いのであつて昭和十三年の數字を中心に行

が國民の保健狀態の概況を歐米諸國の状況と對照して説明することとする。

先づ出生率に就て觀るに大正九年の三六・二(人口千に付ての數字、以下同じ)を最高とし漸次低下し最近數年は三〇・〇を上下して居るのであるが昭和十三年は二六・七の數字を示し前年の三〇・六に比し三・九の減少を示して居るのである。之が原因に關しては種々の觀點から考察し得るがやはり其の主要な而も直接の原因は今次事變に歸し得るものと考へられるのであつて十四年以降の狀況も十三年と同様必ずしも樂觀を許さざる狀況に在るものと考へねばならない。併し乍ら之を他の列國の其れと比較する時は次表の如く英、米に比しては六、七割、佛に比しては八割方の高率を示して居る。

○各國の出生率(内閣統計局發表、人口千に付、日ハ昭和十三年、米ハ十一年、其ノ他ハ十二年)

日 二六・七

米 一六・六

皇國內外の情勢

伊 二三・九 英 一五・三

獨 一八・八 佛 一四・七

次に國民保健の尺度とも云ひ得べき死亡率に就て觀れば大正七年の二六・八を最高とし近年漸次低減の傾向を辿り最近は一八・〇前後の數字を示して居る事は洵に喜ばしい事ではあるが、昭和十三年の統計は今次事變による戰傷病死者を加算せず一七・四を示し米、獨、英に比すれば約五割方其他の列國に比しても尙著しく高率を示し必ずしも樂觀を許さざるもの有る。今之を列國の狀況と對照して見れば次の如くである。

○各國の死亡率(内閣統計局發表人口千二付日ハ昭和米ハ十一年其ノ他ハ十二年)

日 一七・四 英 一二・六
佛 一五・〇 獨 一一・八
伊 一四・〇 米 一一・五

而して斯くの如く我が國民の死亡率が高率を示して居るのは乳幼兒の死亡率及青年層の結核に依る死亡率が極めて高いことに因ることが多いのである。

更に我が國民の壽命に就て觀察すれば零歲の男四六・九年、女四九・六年であつて歐米諸國民に比し約十年の短命と云ふ狀態にあるのである。

最近に於ける列國民の零歲の平均壽命を摘記すれば次の如くである。

尚零歲の平均壽命とは零歲の者が今後生存し得べき豫定年數の平均を謂ふのである。

○各國の零歲の平均壽命(内閣統計局發表)

	男	女
日	四六・九	四九・六(自昭和十一年四月至十二年三月)
伊	五三・八	五六・〇(自一九三〇年至一九三三年)
佛	五四・三	五九・〇(自一九二八年及ウエーランド及ウエーランド)
米	五九・一	六二・七(自一九三〇年至一九三三年)
獨	五九・九	六二・八(自一九三〇年至一九三四年)

之を要するに我が國民の保健状態は幸にも近年漸次ながら良好に向ひつつあるのであるが尙遺憾の點が尠なくなく歐米列國のそれと比較考察し改善向上の要を痛感せらるる現状にあるのである。

特に結核対策、母性及乳幼兒保護対策、花柳病対策に付いては一段の留意を必要とするのであつて、斯かる方面に於て優秀なる成績を收め得ると否とは一に我が國民保健の消長を左右するものであつて、先般閣議決定を見たる「人口政策確立要綱」も我國人口質の增强に付き斯かる方面に重點を注いで居る。今之等疾患等の現状に付其の概況を説明する。

結 核

結核は最近十ヶ年間に於て常に國民死亡の最大原因を爲し、而も年々増加の一途を辿り昭和十四年の結核死亡實數は遂に未曾有の十五萬臺を超へ、二五四、三七一人を算するに至り人口一萬に對する結核死亡率は二一・二七となつて居る。

而して我國に於ては結核は主として青壯年を侵すを以て特徴とし、昭和十四年の結核死亡十五萬四千餘人中約十一萬人は滿十五歳より滿三十九歳までの男女青壯年を以て占められ、又十五歳

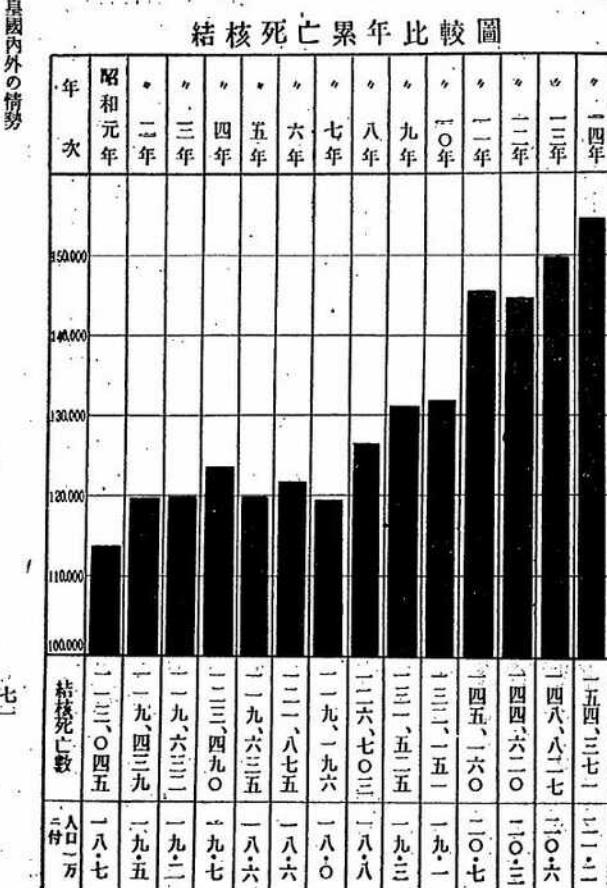
より二十九歳の青年死亡の原因を調査するに昭和十四年に於ては右年齢階級の總死亡中四五・二九パーセントは結核に因り、尙之に結核性疾患たる肋膜炎の四・七一パーセントを加ふれば、全死亡の半數が結核に歸するの實狀である。

結核患者の實在數は詳ではないが、一ヶ年に於ける結核死亡の約十倍と推算するを例とするを以て、現在内地には百五十萬人以上の結核患者あり、從つて國民約五十人につき一人は結核患者と目することを得るであらう。尙最近に至りレントゲン検査に依る集團健康診斷の實施成績に徴すれば外見上健康者として生活しつゝある者の中に多數の結核患者が發見せられ、我國結核患者の實數は前記の數より遙に多きものとの様に考へられる。

我國結核の蔓延を地方別に見るにやはり都市に著しく次で都市と勢力の受給關係密接なる地方に波及せしものゝ様であつて、殊に最近に至つては農村に於ける結核の蔓延に憂ふべきものがある。尙昭和十四年に於ける道府縣別結核死亡は石川、北海道、京都、大阪、兵庫、東京、福岡の順に高く、事變前に於ては逐年低下の傾向にあつた東京、大阪、兵庫等大都市を有する府縣の結核死亡率も事變以後増加の趨勢顯著であつて、工業の飛躍的發達に伴ふ結核の蔓延は否定し得ざ

る事實と推斷せざるを得ないのである。

七〇



七一

和山廣岡島鳥富石福秋山青岩

明治
山

一六三八
二・二七五
一・五五四
一・五四五
一・四九七
二・三七一
一・八五六
一・〇一八
一・五一〇
二・六六八
四・〇八三
二・八三八
一・七四二

三一〇三
一三・五八
一四・三七
二三・四〇
三〇・五一
二三・八〇
二〇・七二
二〇・〇六
一九・四八
二一・六〇
二三・〇四
一九・五九

二七二六二八三九三一三三四三四五四五一五四〇

福宮長岐滋山靜愛三奈柄茨千

鳥城野 阜賀 梨岡 知重 良木 城葉

二・四〇六
一・八六二
一・八二
一・一六八
二・二九三
六・五七八
四・一〇三
一・四七〇
二・八二五
二・七〇九
一・八八九
二・三一四

一五〇〇
一六七
一四六六
一八二九
一九三一
二一三一
二〇〇四
一二五七
二〇二四
二三三九
一五八三
一四四八
一四一四

四四 四二 三七 一〇 三三 四六 三四 二九 一八 三三 四一 七四 三九

合計	母性及乳幼兒	綿島崎	本賀	岡知	川媛	島宮	鹿佐	熊大	福高	愛香	徳島
一五四・三七一	一九・二四	一・一六二	一・四九二	二・三四二	二・〇七九	一・四二〇	七・二四五	一・四二〇	一・六三五	一・七七八	二四・一〇
	二一・一八	三・二八〇	三・一八〇	二・三四二	一・三一六	一・三一六	二・〇六五	一・九・九三	二・六二八	二・六二八	三一・五〇
					二・〇六五	一・九・三〇	二〇・六五	二四・七四	二三・二三	二三・二三	二四・九
					一・九・三〇	一・九・三〇	一・九・三〇	一・九・九三	一・九・九三	一・九・九三	一・九・九三
					一・六五九	一・七・一〇	一・七・一〇	一・九・一八	一・九・一八	一・九・一八	一・九・一八
					二〇・一八						
					三五	三六	三七	三八	三九	七六	七七

男子青年については其の體力の低下が非常に憂慮され、之が爲種々對策が講ぜられてゐるが、女子青年特に結婚適齡期の女子の體力の現狀は適確に之を知ることを得ないが男子の場合と同様に低下してゐるものと考へられる。女子の體力が第二國民の體力に及ぼす影響の極めて大きいことを考ふれば女子についてもその體力向上の爲積極的に適當なる方策を樹立し優秀なる第二國民の育成を期することは刻下の急務と謂はなければならぬ。

乳幼兒の體力に付ても女子の場合と同様從來之に関する調査が行はれてゐないから低下せりや否やは之を知ることを得ないが昭和十五年度に於ける全國一齊診査の成績は次の通りである。生後二ヶ月を経過したものより満一年二ヶ月に至るまでの該當乳幼兒數一、八三一、四九一人其の中診査を受けたものは一、五〇九、三二五人即ち八一・四%の受診率となる。此の診査乳幼兒の中で指導上注意を要すべきものは四〇九、二三五人即ち二七・一%である。

其の内訳は疾病を有するものが一八六、七二人(一一・四%)栄養不良のものが二三二、五一四人(一四・七%)であつて、要注意乳幼兒の多いことは取りも直さず我が國乳幼兒死亡率の高率と表裏の關係に在る。

乳幼児死亡率は漸減の傾向にはあるけれども之を歐米文明國に比すれば依然として甚だ高率を示してゐるのに出産率は非常に低下してきてゐる事は既に述べた如くである。即ち大正九年の三六・二を最高として爾來二十年間一路低下の傾向を辿り支那事變前には既に三〇臺を破らんとし更に昭和十三年には二六・七昭和十四年には二六・一へと低下するに至つたのである。従つて出生率引上の爲諸方策を講すべきであることは論を俟たないのであるが現下應急の策としては既に出生せるものの死亡防止に全力を盡さねばならぬ。即ち乳幼児死亡率を引下げる事に依つて相當多數の人口を増加し得ること勿論であつて、而もこの乳幼児死亡率の引下げは歐米文明の例に依つてもそれほど難事ではない。従つて女子の體力向上を圖ると共に育児思想の普及徹底、母性及乳幼児の保護施設の整備擴充に依り乳幼児死亡率を引下ぐると共に強健なる第二國民を多數育成することは喫緊の要務である。

我國ノ生産率（人口千ニ付生産）

年 度	生産率	年 度	生産率
明治三十三年（一九〇〇年）	三一・七	明治三十五年（一九〇二年）	三二・九
同 三十四年（一九〇一年）	三三・一	同 三十六年（一九〇三年）	三二・〇

三十七年（一九〇四年）	三〇・六	九年（一九一〇年）	三六・二
三十八年（一九〇五年）	三〇・五	十年（一九一二年）	三五・一
三十九年（一九〇六年）	三八・八	十一年（一九二二年）	三四・二
四十年（一九〇七年）	三三・二	十二年（一九二三年）	三四・九
四一年（一九〇八年）	三三・七	十三年（一九二四年）	三四・八
四二年（一九〇九年）	三三・九	十四年（一九二五年）	三四・九
四三年（一九一〇年）	三四・九	十五年（一九二六年）	三四・八
四四年（一九一一年）	三四・五	昭和元年（一九三一年）	三一・六
大正元年（一九一二年）	三三・三	二年（一九三二年）	三三・七
大正二年（一九一三年）	三三・二	三年（一九三三年）	三三・一
大正三年（一九一四年）	三三・一	四年（一九三四年）	三四・四
大正四年（一九一五年）	三三・一	五年（一九三〇年）	三三・六
大正五年（一九一六年）	三一・七	六年（一九三一年）	三三・二
大正六年（一九一七年）	三一・六	七年（一九三二年）	三三・九
大正七年（一九一八年）	三一・六	八年（一九三三年）	三一・五
大正八年（一九一九年）	三一・六	九年（一九三四年）	三〇・〇
同 同 同 同 同 同 同 同 同 同	三一・六	十年（一九三五年）	三一・六

昭和 十一年(一九三六年) 二九・九 — 昭和 十三年(一九三八年) 二六・七
同 十二年(一九三七年) 三〇・六 — 同 十四年(一九三九年) 二六・一

花 柳 病

戰爭と花柳病の蔓延は幾多史實の示す所ではあるが幸に壯丁検査成績では年々罹病率の低下を示してゐる。併し殷賑産業關係等の特殊事情を有する地方では多少罹病率の増加が認められるし又娼妓、藝妓、酌婦の如き感染源では事變當初から見ると相當に高率に上つてゐるから、これが一般國民への波及は否定し得ざる所である。尙大陸との交通の頻繁化も重要視されねばならぬ。併し豫防治療の徹底に依り歸還軍人が内地へ病毒を持ち歸る懸念は全くない。花柳病が獨り個人の體力を消耗せしむるに止らず更に、流產、死產、不妊、乳兒死亡等の原因として人口減少を齎し、或は又先天黴毒として低能、虛弱兒の如き子孫の癡疾化にまで侵襲することは誠に恐るべきものがあり、國力の基本たる人的資源を蝕み消耗汚毒し遺憾なく毒牙を振ふのである。先般閣議に於て決定せられた人口政策確立要綱中に花柳病の絶滅の必要が採入れられたのも蓋し年々本病の爲に三十萬餘の人口が犠牲となるのを防止し、進んで國民の量と質の向上に資せんが爲めである治療の普及を行ふことが緊急とせられる。

る。従つて花柳病豫防の徹底は現下の急務である。之が爲には曩に國民體力審議會に於て調査決定せられた如く將來一層花柳病豫防思想の啓發徹底を圖ると共に花柳病豫防法の全面的改正を行い以て業態者の徹底的検診と豫防施設の勵行を圖り一般人に對しても豫防上の取締を強化し、健康なる結婚の指導を行ひ同時に診療施設を擴充して未成年者、妊娠其の他一般國民の完全且輕費なる治療の普及を行ふことが緊急とせられる。

附 錄

八二

日ソ中立條約の成立と反響

今回日ソ兩國間に中立條約が成立したことは現下の國際情勢に對照した場合帝國の國際的地位を大いに高めたといふ點に於てその持つ政治的意味は極めて大きい。唯々然し本條約は單に日ソ兩國國交の基礎を作つたにすぎないので本條約の成果と云ふものは寧ろ今後の措置就中日ソ兩國の心構による事大なるものがある。故に吾人は中立條約の成立を喜びわが外交上の成功を稱へると共に更にその實效を收め得る如く、努力しなければならない。今本條約成立の經緯條約の意義條約の成立に對する内外の情報に就いて概説して見ることとした。

一、中立條約成立の經緯

日ソ兩國國交調整の一手段として不可侵條約の如きものを締結したらば如何と云ふ雰圍氣が世間に擡頭したのは昭和六年末滿洲事變以來のことである。即ち日本軍が北滿洲へと逐次軍の活躍圈を擴張し、ソ聯國境へと進みつつあつた時である。折しも外相就任の命を受けシベリヤ經由歸任の途モスクワに立寄つた駐佛大使芳澤謙吉氏が時の外相リトヴィノフ氏と會見した際、リ外相

より提案があつたのが抑の皮切りであつた。右は日本側が時期尚早として受諾しなかつたためお流れとなつてしまつた。その後日獨防共協定の締結以來其の強化の手段としてこの話が再び擡頭したのである。殊に建川大使の赴任以來ソ聯邦當局と本格的接衝が始まつた。そこへ松岡外相が渡歐の途次モスクワに立寄りスターリン書記長、モロトフ外相と會談、本問題に就いて先方の意向を打診するところあつた。獨伊訪問後歸路再びクレムリン宮を訪ねて會談を進めたるところ遂にスターリンの意動き松岡外務大臣の正に歸還せんとする一日前四月十二日の午後五時松岡外務大臣とスターリン書記長との最後會談に於て、急據妥結の道見出され松岡外相は帝國政府の全權委任狀を取り寄せ十三日午後三時日ソ兩國間に割期的中立條約が調印せられることとなつた。

二、日ソ中立條約の要旨

條約は全文四ヶ條よりなり第一條において兩締約國は平和及友好關係を維持し相互にその領土の保全及び不可侵を尊重すべきことを約し第二條は締約國の一方が第三國より軍事行動の對象となる場合、他の締約國は該紛爭の全期間を通じ中立を守ることを定め、第三條はその批准を了

した日より本條約を實施し且つ有效期間を五ヶ年とするることを取極め、第四條は批准の手續きを

定めたものである。

なほ右調印と同時に、日ソ兩國政府は兩國間の平和及び友好關係を保障するため、帝國政府は蒙古人民共和國の、またソ聯政府は滿洲帝國の領土保全及び不可侵を尊重する旨の極めて重要な聲明を行つた。條約要旨は次の通りである。

第一條、兩締約國は兩國間に平和及び友好の關係を維持し、かつ相互に他方締約國の領土の保全及び不可侵を尊重すべきことを約す。

第二條、締約國の一方が一または二以上の第三國より軍事行動の對象となる場合には他方締約國は該紛争の全期間中中立を守るべし。

第三條、本條約は兩締約國においてその批准を了したる日より實施せらるべくかつ五年の期間效力を有すべし、兩締約國の何れの一方も右期間満了の一年前に本條約の廢棄を通告せざるべきは本條約は次の五年間自動的に延長せられたるものと認めらるべし。

第四條、本條約は成るべく速に批准せらるべし、批准書の交換は東京において成るべく速に行

はるべし。

なほ右調印と同時に兩國政府は左記要旨の聲明を行つた。大日本帝國政府及びソヴェイト聯邦政府は兩國間に締結せられたる中立條約の精神に基づき兩國間の平和及び友好關係を保障するため大日本帝國は蒙古人民共和國の領土の保全及び不可侵を尊重しソヴェイト聯邦は滿洲帝國の領土の保全及び不可侵を尊重する。

三、日ソ中立條約の意義

1. 日ソ國交の正常化

日ソ關係は地理的に見て日支關係に次ぐ重要性あるのに拘らず各種懸案問題の關係もあり從來兩者の意志疎通せず平時にあつても、殆んど準戰爭狀態にあつた。茲に第三國の乘じ得る隙もあり又帝國の政策遂行上にも多大の不便を齎してゐた。本條約の成立は政治的にこの缺點を消除せしむる基準をつくることとなつた。國境紛争處理通商條約漁業條約等幾多の日ソ間の懸案問題も本條約の成立により之が解決に大なる期待を持てる事になつた。

2. 三國同盟精神の擴充強化

3. 皇國內外の情勢

世界史轉換の役割を演ずる日、獨、伊三國條約にはソ聯邦に對しては多分に友好的ゼスチュアードを示せるも（第五條）日ソ間には何等この種の協定存在せず一弱點を形成して居つたのを今回補正したわけであつて獨伊も之れは十分諒解して居ることである。然し本條約の成立は英米としては寔に苦々しいことであるに違ひない。

3. 支那事變處理への影響

帝國現實の問題は支那事變の速くなる解決である。而して日ソ中立條約の成立が重慶の對ソ依存心に非常な打撃を與ふべく又之を轉機として帝國の對外施策の活潑化が期待される。

四、條約の國際反響

世界を擧げて不安動搖の中にある時日ソ中立條約が出來たと云ふことは帝國の國際的地位を大いに高めたといはねばならぬ。今新條約成立に對し世界各國特に重慶が如何なる感じを抱いて居るかを見るることは極めて興味のあることである。問題の主眼點として見られることは次の様である。

イ、日米關係に就いて

北方の安定を得た日本が南進を實現するか否か、從つて日米關係の危機を招來するか否か、從つてそれは米國の援英政策の支障となるかと云ふ點である。

之に對し米國では日本の太平洋に於ける對米地位を強化したことは一般に認めて居るがそこから引出される結論は區々である。しかし大體に於て米國への危機感はあまり大きくなないと見て居る。日ソ兩國の離間に見えずいた謀略工作をやつて居つたのが見事當外れになつたことは米國民の癡の種であらう。

又獨逸のバルカン攻略の成功と相俟て米國の動搖敵ひ難きものがある。

ロ、獨ソ關係を中心として

東方の安定を得たソ聯邦としては對獨態度を硬化するか否か獨ソ衝突の可能性は多くなつたかと云ふ點。

之に對し英國言論界の論調は一定してゐる。ソ聯の對獨硬化へのフリー・ハンド獲得したとの見方に重點を置き、その際獨ソ衝突の可能性を誇張して宣傳して居る。明かに政府當局の指導による獨ソ間の離間謀略宣傳である。又日本の南進に拍車をかけるのではないかとの憂へを再燃

してゐる氣持が窺はれる。

八八

ハ、對支關係に就いて

ソ聯の對支政策は變更されるか否か、滿蒙相互不侵略宣言は滿洲國の承認を意味し支那の領土主權を毀損したか否か。

之に對し重慶側は最初對支援助政策は不變であると樂觀的見透を報道したのが遂に四月十五日の大公報はこの點に關し「憂慮」を公然表明ソ聯の回答を求めるに至つたことは極めて興味あることである。又重慶首腦部は四月十五、十六の兩日に亘る緊急會議の結果遂に一九三七年のソ支不可侵條約第二條を楯にソ聯政府に抗議を提出することに決した。これには孫科一派は混つてゐる。

一方重慶は今次條約が持つ政治的意義に狼狽し又日本がソ聯に備へて來た對ソ蒙國境方面の軍事力を事變解決に轉用し得ることとなる點に關しては抗戰大眾への惡影響を惧れつゝもソ聯に對する不滿もだし難く遂にソ聯に對し公式抗議をするに決すると共に、國民黨系諸新聞も十五日には對ソ非難の態度に出でる。更に今次條約に於ける重慶側今一つの問題たる外蒙、滿洲

國に關する日ソ共同宣言は支那に關する限りは拘束力を持たないと外蒙、滿洲國に對する領土主權を再聲明した。

而して先般來新四軍壓迫問題以來ソ支關係悪化せるところに本條約の締結を見たることは前途の憂へを益々深からしめたことは察し得られる。只その結果として英米依存を一層強化することと一方内部の分裂が一層促進されることであらうと考へられる。

茲に興味のあるのは中國共產黨の態度であるが、中共側はソ聯今回の措置を極力擁護し條約締結による支那民衆の對ソ憤懣を糊塗せんと陳辯これ努めてゐるのが目立つが、今急に態度や運動方向を變ずるものとは考へられない。

五、わが國內の反響

大東亜共榮圈確立のためには速かに支那事變の解決、南方勢力圏の擴大に努めなければならぬ。之がためには北ソ聯邦との國交調整を必要とするとの考へは何人にもあつたところである。只對手が對手であるため之が表現には非常なる技術を要し輕々なる行動は却つて失敗するとの顧慮が拂はれて居つたのである。從つて今回松岡外務大臣の手腕によつて意外に早く成立したこと

に對し一般に歓迎の意を表してゐる。

九〇

わが政界、財界も亦事變處理上好結果を及ぼすべきも決して油斷は許さないとの空氣であるそれを反映してか當日の株式相場は全く冷靜であつた。

問題は防共、反共思想運動者の動向である。その重なる主張は、ソ聯は不信不義の國である。終始一貫せる共産主義國である。わが國體と相容れない又私有財產と否定する。對支援助國である。滿洲、支那の反共立國と相反する、等從來より唱へられてゐるものである。

現下わが國の治安狀況より見るに共産黨運動に對しては決して樂觀を許さないものがある。昭和十四年約三百名の檢舉者が翼十五年には六百名となり本年四月迄には既に四百名ある又轉向者なるものも二、三萬は數へられる。従つてこの取締り當局者は非常にこの點を憂慮して居ることは事實である。

この思想問題に就いては次の如き見解を持つべきであらう。即ち防共思想問題は愈、必要で日

ソ國交調整によつて毫も輕減せらるゝ性質のものではない。しかし日ソの國交調整は世界情勢に處するため政治的に見て極めて重要なことである。従つて思想問題は國內治安の問題としてこ

の政治、外交上の問題とは別個の立場に於て對策を講ずれば十分その目的は達し得られる。何も防共反共を殊更に宣傳し本次の條約の目的を阻害すべきではない。この邊の見解は世界的の視野に立つてゐるか又は國內的のみの視野に立つかによつて議論が別れるところである。現に獨逸はソ聯と提携せるも決して共産主義に乗せられてはいないのみならず歐洲大戰に成功する外交的勝利を博して居る。

又中立條約の成立に伴ひ利權の讓渡代價等の問題を擧してゐるものがあるが今回の中條約は終始自主的立場に於て締結せられたものであつて徒らに人心を攪亂する言動に對しては斷乎たる處置を必要とする。

希　望

本冊ニ對スル意見、希望、時局問題ニ就イテノ質疑等ニツキ
諸官ノ御意向ヲ承リ度

四月三十日

情報局第一部第三課